

I 人員配置基準

通所介護

◆ 生活相談員

指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

（確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式）

$$\frac{\text{生活相談員のサービス提供時間内での勤務延時間数}}{\text{サービス提供時間数（サービス提供開始時刻から終了時刻）}} \geq 1$$

（例1）①単位目 サービス提供時間 8H



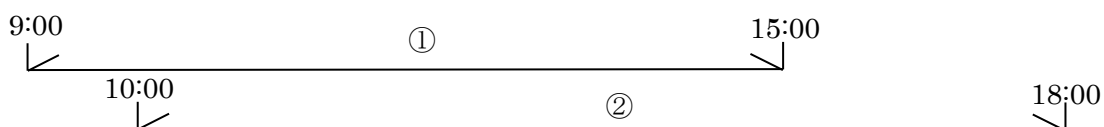
確保すべき生活相談員の勤務延時間数 = 8H

（例2）①単位目 サービス提供時間 3H ②単位目 サービス提供時間 3H



確保すべき生活相談員の勤務延時間数 = 6H

（例3）①単位目 サービス提供時間 6H ②単位目 サービス提供時間 8H



確保すべき生活相談員の勤務時間 = 9H (9:00~18:00)

◆ 介護職員

指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者数の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

解釈通知（抜粋）

（確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式）

- 利用者数15人以下

単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数

- 利用者数16人以上

単位ごとに確保すべき勤務延時間数

$$＝（（利用者数－15）÷5＋1）×平均提供時間数$$

※平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数

※単位ごとに常時1名以上確保する必要があり、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供時間開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない場合であっても、常時1名以上が確保されるよう配置を行う必要がある

（例1）①単位目 サービス提供時間 8H 利用人数 20人



$$\text{確保すべき介護職員の勤務延時間数}＝（（20-15）÷5＋1）×8＝16\text{H}$$

【介護職員を常に1名以上確保した上で、ピークタイムに手厚い人員配置が可能（16Hのうち8Hは常時介護職員が確保されるよう配置し、残り8Hの柔軟配置が可能）】

（例2）①単位目 サービス提供時間 3H 利用人数 20人

②単位目 サービス提供時間 3H 利用人数 20人



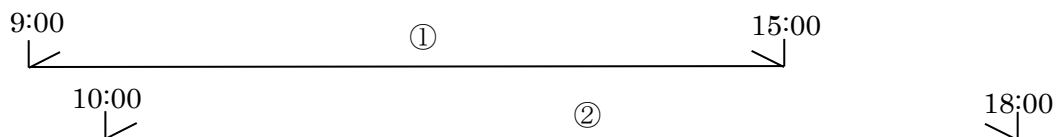
確保すべき介護職員の勤務延時間数＝

$$\text{①}（（20-15）÷5＋1）×3＝6\text{H} \quad \text{②}（（20-15）÷5＋1）×3＝6\text{H}$$

【介護職員を常に1名以上確保した上で、ピークタイムに手厚い人員配置が可能（それぞれの単位において、6Hのうち3Hは常時介護職員が確保されるよう配置し、残り3Hの柔軟配置が可能）】

（例3）①単位目 サービス提供時間 6H 利用人数 3人

②単位目 サービス提供時間 8H 利用人数 12人



利用者数が15人以下の場合の確保すべき介護職員の勤務延時間数

$$＝平均提供時間数 \quad \text{のため、} \quad \text{①}6\text{H} \quad \text{②}8\text{H}$$

【単位ごとに、介護職員を常に1名以上確保する必要があるので、①単位に6時間分、②単位に8時間分の配置が必要となる。】

◆ 看護職員（看護師又は准看護師）

指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

解釈通知（抜粋）

看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。

また、病院・診療所・訪問看護ステーション（以下「病院等」）との連携により、看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院等と指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。

◆ 機能訓練指導員

解釈通知（抜粋）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。ただし、利用者の日常生活等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

Q1 病院等との連携契約により看護職員を確保した場合、その看護職員が看護業務以外に機能訓練指導員としての適切な時間が確保できれば、機能訓練指導員としての兼務は認められるか。

A1 あくまでも看護業務上の連携職員であり、当該事業所の職員ではないため、機能訓練指導員を兼務することは認められない。

Ⅱ 介護報酬

通所介護

◆ 中重度者ケア体制加算、認知症加算

	中重度者ケア体制加算	認知症加算
単位数	45 単位/日	60 単位/日
算定対象者	事業所の利用者全員	認知症高齢者日常生活自立度Ⅲ以上
算定要件等 (抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> 指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で 2 以上確保していること。 前年度又は算定日が属する月の前 3 月間の利用者の総数（利用実人数又は利用延人員数）のうち、要介護 3 以上の利用者の占める割合が 100 分の 30 以上であること（※要支援者は人員数に含めない。）。 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を 1 名以上確保していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で 2 以上確保していること。 前年度又は算定日が属する月の前 3 月間の利用者の総数（利用実人数又は利用延人員数）のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が 100 分の 20 以上であること。（※要支援者は人員数に含めない。） 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修等を修了した者を 1 以上確保していること。
備考	両加算の算定要件を満たす場合は、併算定可能。 共生型通所介護の場合は算定できない。	

Q2 指定通所介護の中重度ケア体制加算と認知症加算を併算定する場合、認知症介護に係る研修を修了している看護職員 1 人を、指定通所介護を行う時間帯を通じて配置すれば、認知症介護に係る研修を修了している看護職員 1 人の配置でそれぞれの加算を算定できるのか。

A2 中重度ケア体制加算の算定対象となる看護職員は他の職務と兼務することはできない。このため、認知症加算を併算定する場合は、認知症介護に係る研修を修了している者を別に配置する必要がある。

「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A（平成 27 年 4 月 1 日）」

Q3 認知症加算について、認知症介護実践者研修等の修了者の配置が求められているが、当該研修修了者は、介護職員以外の職種（管理者、生活相談員、看護職員等）でも良いのか。

A3 介護職員以外の職種の者でも認められるが、その場合、通所介護を行う時間帯を通じて指定通所介護事業所に従事している必要がある。

なお、他の加算の要件の職員として配置する場合、兼務は認められない。

「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A（平成 27 年 4 月 1 日）」

Q4 加算算定の要件である通所介護を行う時間帯を通じて、専従で配置する看護職員の提供時間帯中の勤務時間は、加配職員として常勤換算員数を算出する際の勤務時間数には含めることはできないということの良いか。

A4 提供時間帯を通じて配置する看護職員は、他の職務との兼務は認められず、加算の要件である加配を行う常勤換算員数を算出する際の勤務時間数に含めることはできない。なお、加算の算定要件となる看護職員とは別に看護職員を配置している場合は、当該看護職員の勤務時間数は常勤換算員数を算出する際の勤務時間数に含めることができる。

「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A（平成 27 年 4 月 1 日）」

◆ 個別機能訓練加算

		個別機能訓練加算	
		(Ⅰ)	(Ⅱ)
単位数		46 単位/日	56 単位/日
算定要件等 (抜粋)		<ul style="list-style-type: none"> 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」）を1名以上配置していること。 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」）が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。 機能訓練指導員等が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成していること。 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。

➤ 個別機能訓練加算（Ⅰ）は身体機能への働きかけを中心に行うことを目的としており、個別機能訓練加算（Ⅱ）は、心身機能への働きかけだけでなく、ADL

(食事、排せつ、入浴等)やIADL(調理、洗濯、掃除等)などの活動への働きかけや、役割の創出や社会参加の実現といった参加への働きかけを行い、心身機能、活動、参加といった生活機能にバランスよく働きかけることを目的としている。

- 「通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」(平成27年3月27日老振発0327第2号)を参照。

Q5 個別機能訓練加算(Ⅱ)の算定にあたっては、週1回以上実施した場合に算定可とあるが、その月の計画で短期入所が入る週があり、定期的に週1回利用にならない利用者は算定できないのか。

A5 算定基準上「概ね週1回以上」との規定があることから、原則的に、最低でも週1回以上の実施が必要。

ただし、概ね週1回以上の機能訓練の計画があるものの、やむを得ない事情や短期入所の利用で、結果的に週に1回の利用ができない場合には算定は可能。

Q6 個別機能訓練加算Ⅱの訓練時間について「訓練を行うための標準的な時間」とされているが、訓練時間の目安はあるのか。

A6 1回あたりの訓練時間は、利用者の心身の状況や残存する生活機能を踏まえて設定された個別機能訓練計画の目標等を勘案し、必要な時間数を確保するものである。例えば「自宅でご飯を食べたい」という目標を設定した場合の訓練内容は、配膳等の準備、箸(スプーン、フォーク)使い、下膳等の後始末等の食事に関する一連の行為の全部又は一部を実践的かつ反復的に行う訓練が想定される。これらの訓練内容を踏まえて利用日当日の訓練時間を適正に設定するものであり、訓練の目的・趣旨を損なうような著しく短時間の訓練は好ましくない。なお、訓練時間については、利用者の状態の変化や目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて適宜見直し・変更されるべきものである。

「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成24年3月16日)」

Q7 <個別機能訓練加算Ⅰ>月～土曜にサービス提供を実施している。時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士Aは月～金曜まで配置している。常勤看護師Bを火～金曜まで看護職員として配置し、土曜に専従の機能訓練指導員として配置した場合に、土曜日は算定可能か。

A7 個別機能訓練加算Ⅰの要件は「提供時間を通じて機能訓練指導員として、専ら機能訓練指導員の職務に従事している常勤の理学療法士等を1名以上配置」とされている。

看護師Bは、土曜日にサービス提供時間を通じて専ら機能訓練指導員として従事していることから、土曜に看護職員の配置等の要件を満たしているのであれば算定可能。

◆ サービス提供体制強化加算

	サービス提供体制強化加算		
	(Ⅰ) イ	(Ⅰ) ロ	(Ⅱ)
単位数	18 単位/回	12 単位/回	6 単位/回
算定要件等 (抜粋)	指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上。	指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 40 以上。	指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数 3 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上。
定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。			

- ▶ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）については、「指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち」であることから、生活相談員等の介護職員以外の職種の時間は含めることができない。
- ▶ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3 月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が 6 月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前 3 月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。
- ▶ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）における「指定通所介護を利用者に直接提供する職員」とは、生活相談員・看護職員・介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指している。

◆ 生活機能向上連携加算

単位数	200 単位/月 (個別機能訓練加算を算定している場合は 100 単位/月)
算定要件等 (抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設（病院にあつては、許可病床数が 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4km 以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）が、当該指定通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）と共同してアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 ・個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ・機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を 3 月ごとに 1 回以上評価し、利用者又はその家族に対

	して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。
--	---

Q8 指定通所介護事業所は、生活機能向上連携加算に係る業務について指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設と委託契約を締結し、業務に必要な費用を指定訪問リハビリテーション事業所等に支払うことになるかと考えてよいか。

A8 貴見のとおりである。なお、委託料についてはそれぞれの合議により適切に設定する必要がある。

「平成 30 年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (平成 30 年 3 月 23 日)」

Q9 生活機能向上連携加算は、同一法人の指定訪問リハビリテーション事業所若しくは指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。)と連携する場合も算定できるものと考えてよいか。

A9

- 貴見のとおりである。
- なお、連携先について、地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の主たる担い手として想定されている 200 床未満の医療提供施設に原則として限っている趣旨や、リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)の有効活用、地域との連携の促進の観点から、別法人からの連携の求めがあった場合には、積極的に応じるべきである。

「平成 30 年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (平成 30 年 3 月 23 日)」

◆ ADL 維持等加算

単位数	(Ⅰ) 3単位/月 (Ⅱ) 6単位/月
算定要件等 (抜粋)	<p>(Ⅰ)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 利用者(当該指定通所介護事業所又は当該指定地域密着型通所介護事業所を連続して6月以上利用し、かつ、その利用期間(以下「評価対象利用期間」という。)において、5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の通所介護費の算定回数を上回る者に限る。以下において同じ。)の総数が20人以上であること。 • 利用者の総数のうち、評価対象利用期間の初月(複数の評価対象利用期間の初月が存在する場合は、複数の評価対象利用期間の初月のうち最も早い月とする。以下「評価対象利用開始月」という。)において、要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の占める割合が15/100以上であること。 • 利用者の総数のうち、評価対象利用開始月において、初回の要介護認定又は要支援認定があった月から起算して12月以内である者の占める割合が15/100以下であること。 • 利用者の総数のうち、評価対象利用開始月と、当該月から起算して6月目において、機能訓練指導員がADLを評価し、その評価に基

	<p>づく値（以下「ADL値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定が提出されている者（以下「提出者」という。）の占める割合が90/100以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価対象利用開始月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値（以下「ADL利得」という。）が多い順に、提出者の総数の上位85/100に相当する数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。）の利用者について、次の(1)から(3)までに掲げる利用者の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める値を合計して得た値が0以上であること。 <p>(1) ADL利得が0より大きい利用者 1</p> <p>(2) ADL利得が0の利用者 0</p> <p>(3) ADL利得が0未満の利用者 - 1</p> <p>(Ⅱ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記（Ⅰ）の基準に適合するものであること。 当該指定通所介護事業所の利用者について、算定日が属する月に当該利用者のADL値を測定し、その結果を厚生労働省に提出していること。
--	--

※ADL維持等加算の届出に関する事項

「かいごへるぷやまぐち」→「お知らせ」→「【重要】ADL維持等加算について（通所介護）」

◆ 栄養改善加算・栄養スクリーニング加算

	栄養改善加算	栄養スクリーニング加算
単位数 (抜粋)	150単位/回 (3月以内の期間に限り1月に2回を限度)	5単位/回(6月に1回を限度)
算定要件等 (抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業所の従業者として又は外部（他の介護事業所、医療機関、栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6カ月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有

Ⅲ その他

□ 業務の参考にするべき法令等

- ☑ 介護保険法・施行令・施行規則
- ☑ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 7 月 10 日山口県条例第 35 号）
- ☑ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 24 年 9 月 28 日山口県規則第 82 号）
- ☑ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準【第 7 章】（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）
- ☑ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について【第 3 の六】（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号）
- ☑ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準【別表 6】（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 19 号）
- ☑ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について【第 2 の 7】（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）
- ☑ 厚生労働省 介護サービス Q&A
- ☑ 介護保険最新情報
 - 【H30 改正 Q&A vol.1~8 (vol.629、vol.633、vol.649、vol.657、vol.662、vol.675、vol.690、vol.697)
- ☑ 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成 12 年 3 月 30 日老企第 54 号）
 - 「その他の日常生活費」に係る Q&A（平成 12 年 3 月 31 日厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室 事務連絡）
- ☑ 指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について（平成 27 年 4 月 30 日老振発 0430 第 1 号・老老発 0430 第 1 号・老振発 0430 第 1 号）
- ☑ 介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）（平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省老健局介護保険計画課 事務連絡）の資料「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」